

令和4年度事業計画

I バリアフリー推進事業

1. 海上交通バリアフリー施設整備推進

海上交通を担う旅客船及びターミナルのバリアフリー化は、通院、通学、買い物など日常生活航路として利用される離島航路から、遠隔地間の旅行に選好される長距離航路、観光目的の遊覧船やレストラン船まで、幅広く望まれているが、他の交通機関に比べ、対応が遅れている状況にある。特に離島航路においては、本土と離島または離島間を結ぶ重要な交通手段でありながら、島民の高齢化が著しく、過疎化の進行による乗船者の減少等から旅客船事業者の経営状況が厳しく、旅客船及びターミナルのバリアフリー化が進まない状況にある。

また、海洋基本法に基づく第3期海洋基本計画の第2部「6. 離島の保全及び排他的経済水域等の開発等の推進」において、国境離島の保全・管理や離島の振興が明記されており、離島生活を維持し、島民がいつまでも居住し続けられるためにも離島航路は重要であり、島民の高齢化を鑑みれば、旅客船及びターミナルのバリアフリー化は必須である。

本事業は、これらの状況を踏まえ、旅客船事業者が行う旅客船及びターミナルの施設整備のうちバリアフリー化事業に対し助成を行い、海上交通を利用する高齢者、障害者等の移動の円滑化に寄与することを目的とする。

2. 共生社会実現に向けた移動円滑化基金事業

2020年パラリンピック東京大会を契機として、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大など地域における共生社会実現に向けた機運が醸成されつつあり、この取組をパラリンピック後もレガシーとして継続する必要がある。また、当財団として、共生社会ホストタウンの取組をレガシーにする観点から地域における先駆的なハード・ソフト両面のバリアフリー化の取組を推進し、共生社会実現に向け取り組む。

本事業は、これまで指摘されてきたが十分に対応ができていなかった港湾・空港施設におけるリムジンバスのバリアフリー化、旅客船・小型航空機等の乗船時・搭乗時のバリアフリー化、及び、避難所となる学校のバリアフリー化に対して、基金を活用した支援を行うことで共生社会実現に寄与することを目的とする。

とする。また、オリンピック・パラリンピック後のレガシーについて交通バリアフリー促進の観点から共生社会ホストタウンなど先進的取組みを広く共有し、国内各地にバリアフリーの展開を図るためシンポジウム、心のバリアフリー推進事業等を行う。

3. ECOMO 交通バリアフリー研究・活動助成

バリアフリーの基礎的研究開発等を行う若手研究者等に対する助成制度を継続して行い、交通バリアフリー化の促進に寄与することを目的とする。

また、新たな事業の発掘及び効果的な事業実施に資するため、研究・開発事業者とエコモ財団との共同事業とし、共同名義において成果の学会発表、雑誌投稿等を行う。さらに本事業継続によって蓄積された研究活動についてのデータベースの構築を念頭におく。

4. 交通バリアフリー情報提供システムの運営等

高齢者、障害者等が、鉄道やバスなどの公共交通を円滑に利用できるようにするため、駅・ターミナル構内のバリアフリー施設、乗り換え案内等に関するバリアフリー情報を提供するシステム「らくらくおでかけネット」の運営等を行う。

5. 交通サポートマネージャー研修の実施

交通事業者のバリアフリー接遇・介助水準の向上を目的とする。首都圏と関西圏において、鉄道事業者とバス事業者を主な対象とした交通サポートマネージャー研修を実施する。また、交通事業者が障害当事者参加型の研修を自主開催するための人材育成を行う上級研修の実施、個別の開催意向がある交通事業者の支援等を行う。併せて、障害当事者講師、有識者等による「交通サポートマネージャー普及促進会議」の開催、障害当事者のリーダー養成と講師バンクの構築を継続する。

6. 公共交通事業者等に向けた手話教室の実施

日本は2014（平成26）年に障害者権利条約を批准し、手話が言語として認められることになったことから、地方自治体においては、手話言語条例の制定に取り組んでいるところもあり、全国的に手話の普及活動が進んでいるが、学ぶ

場が少ない。

本事業は、首都圏と関西地域で公共交通事業等に従事する者を対象とする手話教室を開催し、公共交通機関における聴覚障害者の移動円滑化を図ることを目的とする。

7. バリアフリー普及・推進

交通バリアフリーを推進する上での課題等について、ハード・ソフト両面の最新の動向を踏まえ、参加者同士の情報交換、障害者等とのネットワークを構築するため勉強会等を開催する。また、国内外の各学術団体（海外においては TRB、ITF 等、国内においては日本福祉のまちづくり学会、土木学会等）、大学・市民団体等との連携及び学会等への参加を通して、情報収集、先進事例の調査等を行う。加えて一般向けの取り組みとして、小中学生向けバリアフリー学習プログラムの学校現場における普及、実施を継続するとともに、「心のバリアフリー」研修を実施する。さらに、認知症等見えにくい障害に対する移動円滑化の推進を図ることとする。また、これまでのバリアフリー推進の経緯や調査研究等の成果の活用を目的に、交通バリアフリー関連文献を整理・データ化し、公開を進めることとする。

8. 高齢者・障害者等の移動円滑化に関する調査研究

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致決定を受けて以降、2018 年のバリアフリー法改正をはじめ、移動の円滑化に関する様々な施策の進展が見られた。施設整備のみならず、設備を円滑に使うための役務の提供、情報提供や接遇・介助に関するガイドラインも整備されアクセシビリティ確保が求められるとともに新しい課題も生まれている。現状の旅客施設や車両のバリアフリー化の実態及び課題と並んで障害者差別解消法に基づく対応状況など法制度面の実態に関する調査を行うべき領域も残されている。本事業においては、移動円滑化促進に関する基礎的な調査を行い、移動と交通に関する法制度の対応状況、バリアフリー整備ガイドラインの改訂に伴う関連情報、好事例等の調査、空港、鉄道駅等旅客施設におけるバリアフリー対応状況の実態把握と評価、案内用図記号等の課題等に関する調査、大阪・関西万博における利用者から見た移動と交通の課題把握、接遇向上策の検討、緊急時等の避難行動等に関する課題に関する調査を行い移動円滑化の促進に資することを目的とする。

9. 新型コロナウイルス感染症の影響による先送り等事業の実施

本事業はバリアフリーに関する情報収集、意見交換、先進事例の把握を目的に、海外における国際会議への参加、団体等へのヒアリング、現地の実態調査等を行うものであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明なことから、影響の低減が見られると判断できた段階で実施する予定とし、別途事業立てしたものである。

II 交通環境対策事業

1. 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

グリーン経営認証制度は、運輸事業者の環境負荷の少ない事業運営を認証し、運輸事業における環境負荷の低減を推進するものである。

令和4年度も引き続き認証制度を実施するとともに、登録件数としては、新規分60件、更新分1,960件（コロナによる影響分50件を含む）の合計2,020件を目指す。

なお、新規登録件数の増加を図るため、売上高の多いトラック事業者に対して、個別の加入促進活動を継続する。

また、本認証制度の普及拡大に向けた荷主への理解活動と、認証取得費用助成等の支援制度の拡充に向けた自治体等への働きかけも継続する。

2. エコ通勤優良事業所認証制度の実施

エコ通勤優良事業所認証制度は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、登録するとともに、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図るものである。

令和4年度も引き続き認証制度を実施するとともに、地方運輸局等と連携した広報活動に努め、エコ通勤のさらなる普及を図る。

3. エコドライブの普及

エコドライブは、運輸部門におけるCO₂排出抑制策の柱のひとつであり、国民の誰もが実施できる取り組みである。この普及を図るため、エコドライブ普及推進協議会の事務局活動、エコドライブ講習団体の認定、エコドライブ活動コンクール、およびエコドライブシンポジウムの開催を実施している。

令和4年度も引き続き活動を推進し、エコドライブのさらなる普及を図る。なお、このコンクールに要する事業費の一部をグリーン経営認証制度事業費に計上することとする。

4. 環境的に持続可能な交通の普及

環境的に持続可能な交通の普及は、長期的視野に立って交通環境政策を策定し実施する取組みであり、運輸部門における温室効果ガスの継続的な排出削減を目指すものである。

この取組みを推進するため、学識経験者、関係省庁、関係団体と連携して、普及推進フォーラムの開催、地方ブロック毎のセミナーの開催、EST 交通環境大賞、交通環境対策人材養成研修等を実施し、地方自治体や交通事業者等への啓発活動を推進している。

また、地域のバス交通等の維持・活性化を図るため、全国でセミナーを開催し、各地域における課題や成功事例等を議論している。

さらに、当財団が毎年発行している冊子「運輸・交通と環境」は、運輸・交通分野における環境問題とその対策を包括的にまとめたものであり、あらゆる運輸・交通関係主体に向けて環境意識の啓発を行っている。

また、国際活動としてアジア EST 地域フォーラムや国連気候変動枠組条約締約国会議等に参加し、国際的な情報収集を行うとともに、セミナーの開催や「運輸・交通と環境」の英訳版の配布を通じて、我が国の交通環境対策を海外へ周知している。

令和4年度も引き続き諸活動を実施し、環境的に持続可能な交通の普及を図る。

5. モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

モビリティ・マネジメント教育は、われわれ一人ひとりの移動手段や社会全体の交通流動を「人や社会、環境にやさしい」という観点から見直し、改善していくために自発的な行動を取れるような人間を育成することを目指すものである。この普及を図るため、自治体や学校に対する支援を通して、継続的に実施するための拠点作り、および教育宣言や教員向け手引書の普及に取り組んでいる。

令和4年度は、自治体支援、小中高等学校への支援を継続するとともに、新しい学習指導要領に合わせて教育宣言や手引書の改訂を行う。また、大学での交通と環境問題をテーマとした講義も継続する。

6. グリーンスローモビリティの普及

グリーンスローモビリティは、公共交通が脆弱な地域における生活の足や観光地等での移動手段として、歩行者や車とも共存できる環境負荷の少ない新たなモビリティである。この普及を図るため、社会実験のための車両貸与や研修

会の開催等、導入検討地域への支援活動を実施している。

令和4年度は、既に100以上の地域で行われた社会実験を事業へ繋げるべく、新規車両や参入者の動向も見据えて、自治体からの協力を得ながらグリーンスローモビリティの普及を目指す。

7. エコプロ展への出展

エコプロ展は、東京で毎年開催される国内有数の環境総合展示会であり、運輸部門の環境対策推進の一環として、継続して出展している。

令和4年度も引き続き出展し、運輸部門における地球温暖化問題の現状やその対策を紹介するとともに、当財団の活動を幅広く周知する。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響による先送り等事業の実施

(1) 運輸事業におけるグリーン経営認証制度の実施

更新件数が増加する。

グリーン経営認証取得講習会及びリーダー研修会開催回数を増加する。

(2) 環境的に持続可能な交通の普及

地方ブロック毎のバス活性化セミナーを現地開催する。

(3) モビリティ・マネジメント教育（交通環境学習）の普及

欧州モビリティ・マネジメント会議（ECOMM）に参加する。

(4) 地域における外国人旅行者等の円滑な移動の推進

支援2団体の取り組みを取りまとめ、セミナーを開催して幅広く周知する。

Ⅲ バリアフリー推進部、交通環境対策部連携事業

今後のモビリティ、アクセシビリティのあり方の検討

高齢化と人口減少が進む我が国において、すべての人が安心して移動できることを目標に、人と地球にやさしい持続可能なモビリティやアクセシビリティのあるべき方向性について検討する。

令和2年度において、平成30年度に設置した委員会の検討状況について中間取りまとめを行っており、令和4年度は、同とりまとめにおいて提起された課題を踏まえ、必要な調査等にも取り組みながら、引き続き、環境負荷が小さく誰もが利用しやすいアクセシビリティのあり方等の検討を継続する。

Ⅳ 鉄道駅移動円滑化施設整備事業

本事業は、国と地方公共団体からの補助金及び鉄道事業者からの預託金を受けて、当財団が鉄道事業者との協定に基づいて、鉄道駅にエレベーター、エスカレーターその他の移動円滑化施設等の整備を行った施設を鉄道事業者に貸し付けるものである。

引き続き、当財団が保有している121駅の施設の貸付を、これら各駅を管理する鉄道事業者16社に対して行う。